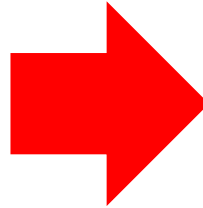


住宅ローン減税の適用要件の弾力化について(新型コロナウイルス感染症関係)

- 住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が期限(令和2年12月31日)に遅れた場合でも、一定の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たしていれば、特例措置の対象とする。

令和2年12月31日
までに入居



契約期限等の要件(※)を満たし、
令和3年12月31日
までに入居

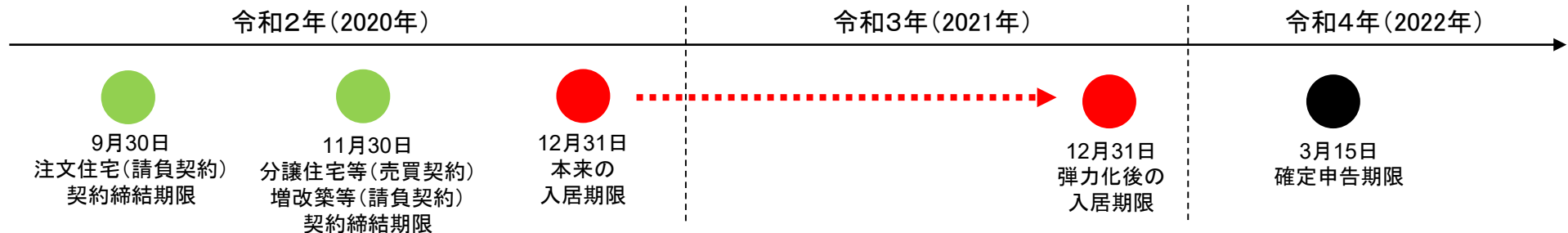
※以下の要件を満たす必要あり

(1) 一定の期日までに契約が行われていること。

- ・ 注文住宅を新築する場合: 令和2年9月末
- ・ 分譲住宅・既存住宅を取得する場合、増改築等をする場合: 令和2年11月末

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと。

※適用イメージは以下の通り



【問い合わせ先】 国土交通省住宅局住宅企画官付

メールアドレス: hqt-jutakutakuchi_atmark_gxb.mlit.go.jp ※「_atmark_」を「@」に置き換えてください。

URL(Q&Aを掲載): http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html

